明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁三四～三六）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係　七
地方公共団体
行旅死亡人関係　八
会社その他
会社決算公告　九

告示

○文化庁告示第三十四号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十六年二月十八日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十六年七月二十三日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表一・二・三参照

二　利用者の住所及び氏名　別表一・二・三参照

三　利用方法

①　通信教育用教材（別表一参照）において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。

②　販売促進用教材（別表二参照）において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。

③　ウェブ用教材（別表三参照）において原文又は翻訳文を公衆送信する。

四　補償金の総額　三七四、三八四円